

第15回「第6次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成26年11月14日（金）

午前9時56分から11時13分まで

於：東京高等検察庁17階第二会議室

〔出席委員〕

木村座長，多賀谷座長代理，青山委員，勝野委員，ロバーツ委員，新谷委員，中山委員，野口委員，早川委員，水野委員，安富委員，吉川委員

〔入国管理局側出席者〕

井上入国管理局長，杵淵官房審議官，菊池総務課長，石岡入国在留課長，丸山審判課長，山下警備課長，石崎出入国管理情報官

1 開 会

○木村座長 おはようございます。御出席予定の委員，全員御出席いただきましたので，少し前ですけれども，ただいまから第6次出入国管理政策懇談会第15回会合を始めさせていただきますと存じます。

2 第6次出入国管理政策懇談会報告書（案）について

○木村座長 まず初めに，本日の議題を御紹介させていただきます。本日の議題は前回に引き続き第6次出入国管理政策懇談会報告書（案）につきまして御議論をいただく予定でございます。前回会合でいろいろな御意見を頂きましたので，それを可能な限り入れて報告書（案）の修正をいたしております。まず，事務局からその内容について説明いただいた後，御意見を頂きたいと存じます。

それから，お手元に第5次出入国管理基本計画策定に向けた意見ということで，経団連からペーパーを出していただいておりますが，あいにく根本委員が御欠席でございます。根本委員から次回に説明させていただきたいという御要請を頂いておりますので，次回にこの内容についてお話させていただいて考えております。

それでは，早速でございますが，本懇談会の報告書（案）について根岸企画室長から説明いただきました後，御議論いただきたいと思います。

それでは，根岸室長，よろしくお願いたします。

○根岸企画室長 おはようございます。それでは，私から報告書（案）の特に今回は修正箇所を中心に御説明を申し上げたいと思います。

前回の議論を踏まえて修正した点ですけれども，資料のうち修正が溶け込んだきれいになっているバージョンと赤で修正箇所が分かるようになっているものがあると思いますけれども，その赤字で修正してある方を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず，表紙のところに目次を書いてございますけれども，御指摘を踏まえて構成を若干変えた点で

ございます。後ほども触れますが、労働者のところ、第2の「経済社会の活性化のための外国人の受入れ」の中についてちょっと順番がおかしいのではないかと、物事の順序としておかしいのではないかとというような御指摘を頂いております。まず最初に総論が来て、それから、だんだん個別のテーマに入っていくべきだろうという御指摘を頂いておりますが、その際に今回第3として独立させておりますけれども、「人口減少社会における外国人受入れの検討」という、今受け入れていない分野についてどうするか、その検討について書いている部分について、こちらの方で書いた表現がかなり総論的な表現になっていたせいで、そこが総論に見えるので一番最初に持ってきたらどうかというような御指摘を頂きましたが、これは今後のところ、今受け入れていない分野のところですので、そこから入るといってもちょっと不自然に見えてしまいますので、第3は独立させまして、第2の冒頭にちょっと総論的なことは少し書いた上で中身に入るといって、その後の専門的・技術的分野の労働者一般のところと高度人材については、御指摘を踏まえて順番を入れ替えているということでございます。

先ほど申し上げたとおり、第3については第2から独立させて、今受け入れていない分野の今後の検討については、重要な御指摘も頂いておりますし、分けて記載するという形にしております。

それから、留学生と技能実習のところの順番を入れ替えておりますけれども、技能実習は労働者ではあるということで、いわゆる外国人労働者の受入れのところの後ろに入れておりましたけれども、今回中身としては留学生のところとその後の就職支援という観点を強くしておりますので、外国人労働者の受入れに係るところの後ろに留学生を持ってきて、その後に技能実習というような構成にしております。

それから、観光立国については、共生社会の後ろの方というようなことで全体の構成を変えてございます。

では、中の修正箇所の御説明に入りたいと思いますが、表紙を1枚めくっていただきまして、1ページ目の下の方でございますけれども、イノベーションの創出というような観点ですとか、あるいは国際社会で人材獲得競争が始まっているというような点についてきちんと冒頭で記載すべきというような御指摘を頂いておりますので、その点をここに盛り込んでおります。

それから、2ページにまいりまして、特には真ん中のちょっと下ぐらいのところの「三つ目」というところで、不法滞在者、偽装滞在者についての取組を書いているところで、我が国にとって好ましくない外国人という表現は何か外国人全体に対するイメージの誤解を与えるということで、好ましくないという意見がございましたので、ここは不法滞在等の問題のある外国人について記載している部分ですので、これは誰が見ても好ましくないというのが分かるような例示を前に持つてくることで意味合いを明確にしてございます。

それから、次の3ページ目にいっていただきまして、先ほど若干申し上げましたが、第2の経済社会の活性化のための外国人の受入れ、外国人労働者の受入れに関する記載の部分ですけれども、その冒頭に総論的なこと、労働者の受入れについての総論的な記載をまず冒頭に柱書きとして入れた上で、1、2というふうに入っていくという構成にしております。

1のところは専門的・技術的分野の外国人労働者の高度人材に特に特化しない一般的なことを記載しているということでございます。その一番最後の方、6ページを御覧ください。6ページの真ん中あたり、高度人材の手前ですね。専門的・技術的分野の一番最後ですけれども、ここについては、就労を目的とする在留資格の外国人の方々について、その際の永住許可の要件について年数、在留歴を短縮したらどうかというような御指摘を頂いております。これについて実は既に永住外国人、相当な

勢いで増加をしております、10年前と比べても倍ぐらいというような数になっております。全在留外国人の3割ぐらいが永住者、一般の永住者ですね。特別永住者を加えれば半数ぐらいというような状況にありまして、就労外国人について特に厳しいのかというふうに見ますと、大体在留外国人に占める就労外国人の割合と永住許可を受けた人のうちの就労からの永住の割合というのはほぼ同じぐらい、2割弱ぐらいということで、特段厳しいということもないのかなというふうに見えてございます。

そういう中であって、ただ、もう既に行っている取組として外国人の全体の10年の要件を全部緩和しているわけではないのですけれども、特に我が国への貢献が認められるような方については5年にするという措置を行っておりますので、そういった観点では、御指摘のあったとおり我が国に貢献してくれるような外国人の方々について定着を図っていくというのは、これ重要な御指摘でありますので、そういったガイドラインでやっているような取組についてしっかり進めていくという観点で記載をさせていただきます。

その後、高度人材のところについて8ページのところでちょっと大きく修正しているように見えますけれども、これはちょっと制度の説明みたいなところが全体のバランスを欠くように詳しく過ぎたところがありますので、概要として主なところに行っているということで、特段の意図というのがあるわけではなく、ちょっとバランスをとったということでございます。

それから、ちょっと飛びますけれども、人口減少のところ、9ページ以降の人口減少社会における外国人の受入れ、今後の検討のところにおいていただきまして、10ページのところで若干順番を入れ替えたりしております。治安というようなものは、考慮する事項ではあるかもしれないけれども、余り前の方に出てくるということも適切でないという御指摘もございましたので、治安を後ろの方に移動するという修正を行っております。

それから、11ページでございます。このあたりはちょっと大きく付け加えてございます。先般、有志委員の方々からの意見を頂いておりますので、それを踏まえまして、もともと今後これまで受け入れていない専門的・技術的分野と今評価されていない分野についても、しっかり検討していくということ、その際の視点というのはいろんなものがあるということは記載してあったわけですが、その際にどういう観点の検討をしなければいけないのかというような必要性についてももう少し詳しい記述とするということで、1つパラグラフを加えまして、ここに追記しているということでございます。

それから、次はちょっと飛びまして、14ページを御覧ください。

14ページ、15ページにかかるところで共生社会のところについてまた1つパラグラフを付け加えてございます。これは前回議論の中で共生を議論するときには多文化共生というような観点で書くべきではないかというような御指摘を頂いております。これ実はなかなか政府としては、国としては多文化共生というところまで、まだ今までいっていないところとして、地域の多文化共生というところについてを記載する上では、総務省等は使う場合があるというような状況にございます。そのような中で、共生社会というふうに言いますと、多文化共生という観点あるいは統合という観点等いろんな観点を含む概念ですので、タイトルはそのままにさせていただいて、ただ、多文化共生のための取組というのが地方公共団体で多く進められていて、それを任せておけば良いわけではなくて、国としてもそういった地域の取組を促進して、日本語教育などの御指摘もありましたけれども、そういったものを進めなければならないという観点で、実は既に18年には生活者としての外国人のための対応策

というのが国としてもまとめたことがございますけれども、なかなかその後大きなものが出てきていない点がありますので、その辺を進めていくべきであるというような観点でここには記載をしているということでございます。

それから、16ページの真ん中あたりですけれども、ここは外国人の子どもの教育の問題、日本語の問題などについての御指摘がありましたので、そうした中長期在留者がこれから増えていく中で共生社会を進めるに当たって、必要な課題についてここに追記をさせていただきます。

それから、18ページ、19ページあたりに幾つか削除しているように見えるところがありますけれども、このあたりはちょっと記載が重複、同じ言葉が重複して見苦しい点がありましたので、整理をしたものでございます。19ページの真ん中より少し下ぐらいのところでお書き、これを追記しております。これは当然のことではあるのですけれども、自動化ゲートのことを触れるのであれば、そこで法務省が取得、保管することになるような個人識別情報について適正に取り扱うということは、ここは念のため書いておくべきだというような御指摘がありましたので、その点について改めて記載をしているということでございます。

今回の修正した主な点は以上のとおりでございますけれども、ちょっとまだ反映しきれていないところには、一旦これで案を作りまして、今回全ての方にお伺いできておりませんが、事前に御説明に伺っている段階でも、既にちょっとこれでは発言の趣旨が書き足りないとか、逆に書き過ぎとかいろいろ抜けているとか御指摘を頂いている面がございますので、今日ここで頂く意見とこの1週間ぐらいで既に頂いている意見を含めまして、また次回の修正に生かしていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから御意見を頂きたいと思いますが、できれば目次を御覧いただきたいと思えます。第4の留学生の受入れ推進、第6の共生社会の実現に向けた取組、それから第8の不法滞在外国人縮減のための取組、ここを中心に御意見を頂ければと存じます。もちろん他の部分でもお気づきになったところどこでも構いませんが、特に4、6、8に御注意を頂きまして、御意見を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

どなたからでもどうぞ。はい、どうぞ、勝野委員、お願いします。

○勝野委員 私もちょうと欠席が続いていまして大変恐縮でございました。今回の修正案を読ませていただきまして、全体的な印象として、この修正案は、日本の出入国管理政策を今まで以上にオープンなものにする、もっと分かりやすく言うと、世界の常識に近づけるものということで私自身は評価したいと思っております。あと幾つかのコメント、細かい点も含めてさせていただきます。

まず、1ページでありますけれども、1ページのところの1つ目のところでございますけれども、1つ目のところ、「そのためには」ということで観光立国実現云々かんぬん、そして、専門的・技術的分野の外国人の受入れと、こう2つ書いてありますけれども、これは逆転した方がいいのではないかなど。観光が先ではなくて、むしろ専門的・技術的分野の外国人の受入れをさらに推進することというのがあって、そのあとに観光と。ここは逆転した方がいいのではないかという意見が1点です。

2ページ目でありますけれども、2ページ目の留学生のところの中ごろに「また」とございますけれども、「また」のところ「推進していく必要があるが、その際には」と、こうなっておりますけれども、「推進していく必要がある。」とまず切って、基本的な方針を明確化した上で、「その際には」と留意点みたいなものを書く方がより明確化できるのではないかと思います。

4 ページでありますけれども、4 ページの真ん中のところであります。具体的な就労目的の外国人の割合の数字が載っておりますけれども、諸外国に比較して低い割合、これはもう少し問題意識を明確化するという観点から「格段に」とか、「いまだかなり」とかもちょっと強調した方が良いのではないかと思います。

6 ページであります。6 ページの真ん中のところ「専門的・技術的分野の外国人が安定した法的地位を得て我が国において活躍できるよう、取組を進めていくべきである」とありますが、「さらに必要な」というような形で強調したほうが良いのではないかと。ただ、ここについてはファクトが中心になって、何らかのいわば改善点なり新しい方向性にもアイデアがあるのであるならば、より方針を明確化できるのではなかろうかと思っております。ちょっと私自身は、アイデアはありません。

それと、11 ページについてでありますけれども、修正案で特に専門的・技術的分野とは評価されない分野における外国人の受入れ問題をあえてここで書いてあるというのは、なかなか最終的な結論はともかくとして、そういった問題指摘をすること自体は非常に大きな意義があるということで、こういった挿入については非常に私自身も評価させていただきたいと思っております。

12 ページ、留学生のところでありますけれども、留学生のところについて、留学生の受入れは云々かんぬんといういろいろありますけれども、まずやっぱり留学生の受入れは、この経済活動の担い手、あとは我が国と留学生の出身国・地域との国際親善、さらにはと、こう書いてありますけれども、何と言ってもやっぱり順番が労働市場に優秀な人材を確保できることではなくて、2 番目の国際親善みたいなところが1 番に来て、あと3 番目の高齢化云々のところが次に来て、そして、労働市場に優秀な人材を確保できると、このように順番を入れ替えた方が素直かなと思います。ただ、元々留学生の受入れは、私自身はむしろ日本にいながらにして、留学生と接することによって学生が異文化とか多様な価値観に接することができるという点こそが重要だと思います。日本人の学生の質の向上あるいは国際化、そういった貢献の方がまずある。したがって、我々自身のために、日本の学生のために積極的に受け入れるべきではないかというような観点もあって良いのではないかなと思います。

あと、これは質問でありますけれども、特にこういった専門人材、高度人材を含めて受け入れるときの家族のビザの問題というのは一体どうなっているのかなと。これ同等な扱いになっているか否か。多分本人だけについていろいろとビザ面で改善をしてもやっぱり限界がある。なかなか来ていただけない。やっぱり家族全体ということで、ビザ面で改善するところがあって、そこも含めて議論したら良かろうかなと。つまり家族のビザ、在留資格の問題、これも本人と同等であるなら問題ないと思っておりますけれども、何か特に本人と家族で大きな差があるようであるならば、そこについても議論を深めたほうがより受入れが高まるのではないかなと思います。

私からは以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。一番最後の点についてはどうでしょう、家族のビザの問題。

○根岸企画室長 基本的な考え方ですけれども、通常今受け入れているような専門的・技術的分野と整理されるような外国人の場合、就労目的の場合には、就労目的でなくても普通はそうなのですけれども、家族滞在という在留資格がございまして、配偶者とか子どもについてはそれで受入れ可能ということになります。したがって、今後の受入れを検討していくに当たっても、一般論で言えば専門的・技術的分野で受け入れましょうというときには恐らく自然に家族も家族滞在对象になるということが考えられるのだと思います。ただ一方で、この前有志委員のペーパーにもありましたように、今後、今受け入れていないような分野の受入れを検討した場合に、それを例えば時限で切りましようとか、

あの案もそのような形になっていましたけれども、何年かに限る受入れというようなことをやった場合には、それは定着防止という観点があると思いますので、そういう場合には定着防止ということと家族を連れていく帯同ということは、ちょっと相容れないところがあるかもしれませんし、逆に家族を入れられないという形をとると、そのまま長くいるということが逆にちょっと非人道的な問題というようなことにもなりますので、その両方の観点から家族は入れないで時限で切るというようなことも一つのやり方ではないかということが課題として出てくるのだろうと思っています。

○木村座長 ありがとうございます。どうぞ、他に。

○多賀谷座長代理 3点ほど意見を述べたいのですが、1つは今、ちょうど地方創生相という大臣、日本創成会議で地方の人口は減っていると、そういう危機感で出てきているわけですが、外国人が我が国に滞在している場合、多分都市部と地方では状況が違ってくるといえます。都市部では根岸室長がおっしゃったように留学生とか高度人材がいたりして、そういう人たちが中心になっていると。欧米の都市部のようにごみ収集や何かを外国人がやっていると、そういう状況は日本では余りないわけですが、他方において、それでは今人口の減少が叫ばれている地方において、外国人がどうしているか。多分地方の場合、実際には農林水産業あるいは水産加工業等を含めて技能実習生の名の下に多分かなり外国人が地域を支えているところがあると思います。今後は地方にも公立大学を作って留学生を雇うというのですが、ただ、なかなか地方で外国人の場合、就業環境が良くなく、アルバイトができる場がないので、なかなか地方には留学生は行かないというところがあります。今後そういう都市と地方でそれぞれ日本の場合において欧米ともちょっと違うという外国人の在り方、滞在の在り方が違うということ、そして、これから人口減少社会の中で地方における外国人がどうなっていくかということ若干記載していただければと思います。

それからもう一つは、勝野委員の今のお話とやや関連するところですが、私も留学生のところの一番最後のところを読んでいて、やや国内的な感じ、要するに留学生が国内企業に就職するということが肝要であるとか書いてあるのですが、問題はそれだけにとどまるのではなく、留学生並びに日本の学生がアジアにおいて、アジアの他の国と積極的に交流して、日本人が東南アジアの会社に行くだろうし、留学生も日本の企業といっても純粋に国内企業ではなくて、アジアと日本との間で交流するような、そういう企業に就職していくと、多分そういう図を描かなくてはいけないと思うのですね。もう少しそこら辺にインパクトを込めたいという気がします。

すみません、それからさっきの地方の話については是非青山委員にも後で言及していただきたいと思っています。

それから、最後に不法滞在、これも安富委員にも後でお話ししたいのですが、これ読んでいて何となく単体の外国人の不法滞在という入管法違反の話が中心に書いてある気がするのですが、私、不法滞在外国人で一番問題になるのはやっぱり組織犯罪に関わるような外国人をどうするのかということ、特に日本とアジア諸国との間で、正規の輸出の他にやはり何らかの意味のブラックなマーケットができていて、そこで例えば車を日本で解体して向こうに持っていったり、あるいは麻薬の取引、それから売春の人身取引に近いようなことが行われていて、多分それに組織的に外国人が関与しているというようなことが多分あり得る。そういう方々が日本にいたら、それは単なる不法滞在以上に治安が悪くなるので、その点をやはりこれは警察と入管が両方連携してやらなければいけないわけでしょうけれども、その問題に触れていただきたいと思っています。

以上、3点です。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。

では、吉川委員。

○吉川委員 11ページの真ん中から下のほうに新たに書き加えられた部分との関連でちょっと御意見を申し上げたいと思います。

ここでは、専門的・技術的分野とは評価されない分野における外国人の受入れについて、これ将来の検討課題という形でやや抽象的な形で言及がなされておるのですけれども、実は私、分科会の方のメンバーを仰せつかりました関係で、技能実習との関係でこの記述がこれで良いのかという問題意識を持っております。例の分科会の報告書の最後の「おわりに」という部分では、技能実習になじまない外国人の活用の必要性あるいはその需要があるということが指摘されております。これは従来から技能実習制度の運用の実態が制度本来の趣旨と必ずしも合致しないものであって、単純労働者的な外国人を受け入れて、いろんなところに使ってきたという事実があるということに関連していると思うのですけれども、やはり分科会のメンバーと、それから、厚労省のほうの推薦されたメンバーとで構成されている有識者懇談会というのが組織されておりますが、先日その会議に出席させていただいて、そこで配付された資料によりますと、法務省は今回、その技能実習制度を大幅に改善すると。そして、運用を厳しくしていくというような方向性を打ち出しておられまして、本来の趣旨になじまないというか、本来の趣旨に沿わないような技能実習制度の運用をしている実習機関には、場合によったら撤退してもらおうというようなこともそこには書かれておるわけでありまして。

そういったしますと、今後技能実習制度の網にかかってこない外国人が相当数出てくるのではないかとということが考えられると思います。一方では、そういう技能実習制度になじまないで今までもそうだったのですが、単純労働的なことに従事させる外国人を必要とする実態があって、今回建設関係の労働者については、これは特例あるいは暫定的な措置として特定活動という在留資格で受け入れたという経緯がありますけれども、似たようなことが他の分野でも今後起こってくる。さらに技能実習制度の運用を制度の趣旨に沿って厳しくやっていくということになりますと、今までは技能実習制度の枠内で処理されていた外国人で、今後はそれに乗っからない外国人というのが相当増えてくるのではないかとということが考えられるわけです。

そうしますと、この11ページでは専門的・技術的分野とは評価されない分野における外国人については、これは将来の課題だからいろんな観点から総合的に、将来的に検討するというようなことが書かれておるわけですが、私はもう既に将来的にいつ検討するのか分からないけれども、将来的に検討するというような問題ではなくて、この技能実習制度からはみ出したような外国人の受入れ問題というのは、もうそこにあるもの、今ここにある問題だというふうに考えるべきではないかと思っております。これは技能実習制度に関しては先ほど申し上げた有識者懇談会の結論を待って、このペーパーの中でも後日記載されるということなのだろうと思っておりますので、そのところで触れられるのかもしれないけれども、この総論的な部分の11ページでもうちょっと踏み込んだ記載が必要なのではないかと思っておりますので、その点法務省側でどのようにお考えなのかということも含めて議論していただければと思ひまして、提言というような格好で申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。他に、どなたでしたか。水野委員、どうぞ。

○水野委員 先ほど家族の呼び寄せという御指摘がありましたので、その点について私の専門ですので1点だけ申し上げておきたいことがございます。家族の呼び寄せといったときに、今回の報告書に書

き込むまでもないと思いますけれども、家族の定義が問題になるのだろうと思います。これは2007年のフランス移民法の改正時に大変議論になりました。家族や子どもと称して呼び寄せるときに、その人が本当に家族である保証がないので、DNA鑑定をかけるべきだというのが2007年の改正法の原案でした。今年7月に日本の最高裁が、DNA鑑定では父親ではないのに摘出推定で法律上の父親となるという判断を下して、随分マスコミでも報道されましたけれども、あのように民法上の親子関係の概念は必ずしもDNAと一致しなくとも親子関係があるとされています。フランス民法の親子法と移民法の改正原案との齟齬が、フランスでは大議論になり、結局、父子関係はDNA鑑定の対象とせず、母子関係についてだけDNA鑑定をかけるという改正法になりました。家族と称して入ってくる人たちにいかがわしい人がいるので、フランスでもそういう改正が必要になってしまうという問題があります。

現在の日本でも、偽装結婚の場合には1人が1人を入れるしかないので、偽装認知になりますと、何十人と認知をすることも可能なわけで、すでに実例も少なくなく、家族の呼び入れのときにはそういう問題も生じてくるということを一言だけ言及したいと思います。

もう一つ、20ページで難民認定制度の濫用が書かれていますけれども、日経新聞の報道でこの濫用を抑制する提案が難民の人権問題だという批判的な記事を最近読みました。今の難民認定制度の問題点は、この報道のような難民の人権問題ではないと思います。現行の制度には、そもそも制度的な不備、欠陥があると私は思っております。およそあらゆる審査あるいは裁判というものでしたら、いったん判断されたことにはそれなりの制度的重みがあります。刑事法の場合には一事不再理で1回判断されたらそれ以降は提起されても免訴になりますし、民事法でも規範力という形で、1度ある意味で審査しましたら、その審査の持つ拘束力が生じます。それは審査や裁判に限らず、会議体の議決であったとしても、一事不再議の原則という、蒸し返さないという原則があります。1度一旦決めたことというのは、それなりの拘束性を持たないと、あらゆる作業が無になってしまうからです。

そして、現在の難民認定制度は、新たに再審査をする必要性があるような再審査事由もないのに、一事不再理の原則がまったく機能しないということになっています。一旦審査されたのにそれが全然意味を持たないという、審査制度そのものの意味を失わせてしまうような制度的な欠陥を抱えています。この制度的欠陥を正面に出したほうが改正の理解を得やすいように思います。難民の人権という観点で問題になるのは、どのような基準で認定するかという点であって、現行制度の欠陥は、それとは違う点にあります。難民認定制度に関する専門部会からの提言の中で示されたというこちらの表現の中に、この欠陥がどの程度含まれているのか、そちらに譲るといふ御判断であったのかもしれませんが、抽象的に書いてあるよりは制度的な不備という点をむしろ正面に出したほうが、説得力があるような気がいたします。御検討いただければと思います。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。どうぞ。

○新谷委員 まず、前回部会で呈された様々な論議を踏まえ修正文案にまとめていただいた事務局の御苦労に敬意を表したいと思います。

報告書修正案は、各委員の様々な意見が盛り込まれていますので、細かい点を見ればそれぞれ不満な点も残っているかと思いますが、全体としてはバランスのとれた報告書に仕上がっているのではないかと感じています。

その上で、各論で申し上げる前に先ほど御意見の中で多賀谷座長代理が人口減少問題に触れられておりましたので意見を申し上げます。人口減少社会への対応を考えるに当たっては、地方の人口減少

の問題が重要なポイントであると思っており、これから日本の形を考えると、少子化への対策ということを今後様々な政策の中心に据えていかないと大変なことになると思います。ただし、少子化に伴う人口減少社会への対策が「外国人」なのかというと、それは違うのではないかと感じています。そもそも日本の総人口は約1億2,700万人ですが、そのうち就業者が約6,300万人いるわけです。そしてこの約6,300万人のうち、いわゆる雇用関係で働く者が約5,500万人います。要するに就業者のうちの9割近くがいわゆる雇用関係で働く労働者なのです。これは諸外国、特に先進国の中でも非常に雇用者の比率が高い雇用社会であることが言えます。ところが、最近の雇用形態の変化に伴って、雇用労働者の中でも非正規労働者の数が増えてきており、約5,500万人の雇用労働者の約35%、約1,900万人が非正規労働者という状況になっています。この非正規労働者の方が増えてきた結果、何が起きているかというと、雇用が不安定で処遇が低いことから、いわゆる有配偶者率が低くなっているのです。例えば30代前半の年齢層では、いわゆる正規雇用の方の有配偶者率は57%であるのに対して、非正規雇用の方の有配偶者率は24%でしかないのです。配偶者がいないと当然子どもはできませんし、配偶者がいても所得が低くて子どもが持てないという現実があるのです。

非正規雇用労働者のボリュームが約1,900万人に上っていますが、その数に対して今日本で働く外国人労働者の方の数は約70万人です。仮に外国人労働者の方の数を倍に増やしても140万人であり、非正規雇用労働者とは全くボリュームが違います。少子化対策を考えるのであれば、日本人が働きながら子どもを産み育てることができる社会をどう作っていくかということがまず第一義的に少子化対策の中で考えるべきで、「外国人」にその解を求めるべきではない。もちろん委員もメインの対策であるとお考えではないと思いますが、日本人が働きながら安心して産み育てることができることの対策こそがやっぱりメインの対策、政策の中心として据えるべきだと思います。

もう一つ、先ほど吉川委員と勝野委員が触れられていた今回追記をされた部分です。報告書全体としては良い仕上がりになっていると思っているのですが、11ページの今回追記された部分についてです。この部分について、吉川委員からはもっと踏み込んで書いたらどうかという意見もあったわけですが、我が国の入管政策上の外国人労働者の受入れに関する基本方針は、4ページの一番上に書いてあるように、我が国の経済社会の活性化に資するような専門的・技術的分野の人材を積極的に受け入れる、というものです。報告書にはこの方針が明確に書かれており、11ページの真ん中の「他方」という箇所でも、この大原則を踏まえ、専門的・技術的分野と評価されない分野における外国人の受入れは我が国の従来の外国人労働者受入れ政策の転換を意味する、と書かれているわけです。

この考え方は、政策懇談会の背骨とも言える考え方であり、この考え方を受けて、専門的・技術的ではない分野の外国人の受入れについては、「より深い議論と国民的コンセンサスを踏まえた慎重な検討が必要である」との記述が既にあるわけです。

そうした中で、今回追記された部分が、なぜ必要なのか全く分かりません。要するに、人手不足への対応としての外国人労働者の受入れに関する論点をなぜ重ねて書く必要があるのか。仮にこうしたことを今後検討する必要があるならば、その時に改めて論点として示せば良いのであって、私としては、追記部分は全文の削除を求めたい、あるいは大幅削除を求めたいと思います。

それと、吉川委員がおっしゃった技能実習制度の検討の件ですが、これは事務局から紹介があったように、既に法務省と厚労省の合同の有識者懇談会が立ち上がっています。その中で、技能実習制度に馴染む分野、馴染まない分野ということも含めて論議されるべきであると思います。この有識者懇

談会の結論を踏まらるべきであると考えてますので、有識者懇談会の論議を待ちたいと思っております。
以上です。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。

どうぞ、野口委員。

○野口委員 すみません、先ほど多賀谷座長代理と水野委員からお話のあった19ページ以下の第8というところなのですが、両委員の御指摘のとおり入れていただければと私も強く感じております。多賀谷座長代理の御指摘のように、単に入口のコントロールの問題を超えて日本の治安という観点から組織犯罪であったりとか外国人の犯罪という問題を抱えているという点、それから、水野委員御指摘のように、これはもう第8なのか第9になるのかもしれないし、また、私も協力をさせていただいている検討会を待つということなのだと思うのですが、制度疲弊というのが大きいということですね。それで、1つ感じたのが、恐らくこれからされるということであろうかとは思いますが、それ以前のところはエビデンスといいますか、脚注が付いていて、数字の立証のここにあるというようなことがきちんと書かれているのですが、第8とか第9のところは、これまさに数字が非常に物語るところでありまして、こんな状態であるということを示していただくと、やっぱり制度を改正する必要があるなということがうかがえるのではないかと思いますので、今後付け足される御予定かなとは思っていたのですが、特に第8とか第9のところでは幾つかの重要な数字が出てくるところは、きちんとこういう証拠があるという脚注を付していただければと思います。リクエストです。よろしくお願いいたします。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。

どうぞ。

○奥富委員 先ほど多賀谷座長代理から御指名があったので、若干触れたいと思いますが、今、野口委員もおっしゃったとおり、第8のところでの現状認識というところになるのでしょうか、これまでの不法滞在、不法残留、不法就労等に関しては、やはり諸外国の組織犯罪集団との連携といいたいまいしょうか、そういうものが背景にあって日本に入ってきていた現状があったといっていると思います。そして、そのころの人数が非常に多かったということが言えるだろうと思いますので、そのことを踏まえてもう少し書いていただいたほうが良いのではないかと思います。最近是比较的都市内の繁華街等での取締りも厳しくなっていて、若干鳴りを潜めているようですが、鳴りを潜めているというのは表に出ていないだけで、地下に潜っている可能性も十分考えられます。入管の問題だけではないとは思いますが、抽象的で良いので、背景事情として、ただ単に利益だけの問題ではない、社会情勢があるということを含み置きいただくと良いかなと思います。

もう一つの難民認定の制度論の話は確かにそのとおりなのですが、最近の難民認定は、私は参加員をやっているわけではありませんけれども、1回難民認定申請して却下されると、また違う理由で申請してくることがあると聞いています。そういう意味では何らかの正当な理由がない申立てをした人に対して却下をしたものが再度難民認定の申請ができるというのはそれ自体はおかしきではないかもしれませんが、ただ、何度も何度も繰り返されて長期滞在になっているということには問題があると思います。制度の見直しということについては、水野委員も御指摘になられて、野口委員もおっしゃいましたけれども、全くそのとおりだろうと思います。今後の課題になろうかと思えます。

細かいことを若干申し上げさせていただきたいと思いますが、1つは一番最初のところで、2ページの真ん中よりちょっと下です。「三つ目は、不法滞在や偽装滞在に対する取組である」とあって、

テロリスト等の我が国にとって好ましくない外国人をそもそも入国させないことということは、上陸拒否を理由として入れないという発想だと思うのですけれども、そのことが全然出てきません。第8は既に日本にいる人の話なので、入れないというところの話はどこにも書いていないというのがちょっと気になりました。

それから、「また、本邦にいるそのような外国人については可能な限り速やかに国外に帰していく」と、これが多分第8に当たるのだと思うのですけれども、その中での表現の問題なのですが、数字をきちんと上げれば良いということもあろうかと思いますが、20ページの第2段落の最後のところに「平成5年と比べると、実に約80%の減少である」というこの「実に」というのは、極めて評価的概念として主観的なもので、客観的にお書きいただきたいと思うので、削除していただければありがたいと思います。

それから、その2つ先の段落、「例えば、継続して6か月以上収容されている被収容者は」という段落の5行目のところですが、「収容の長期化は、被収容者の健康状態に悪影響を及ぼし」とあるのですけれども、必ずしも被収容者の健康だけの問題ではなくて、長くいることによる精神的なストレス、これが非常に大きな原因となっている面があります。したがって、「被収容者の健康・精神状態に」とでも直していただいたほうがよろしいのかなと思います。収容施設の中では心理的なカウンセリングが求められるような事態というのがしばしば起こっているやに聞いておりますので、そういう意味でも、ただただ身体的な面での健康状態だけではないと思います。施設に長くいればいるほど、不安あるいはいろんな意味でのストレスが出て来て、それを何とかしたいということで、いろんな申し出が出たりしているということもあるやに聞いております。一言付け加えておいていただいた方がよろしいのかなと思います。

いずれにいたしましても、偽装滞在あるいは偽装での入国とありますが、逆ではないでしょうか。上陸審査をもっと徹底的にやるということ、そのためには今の上陸拒否に当たるかどうかの審査、入国審査がどこまでできるのか。これの仕組み作りというのをもう一回見直していただいたほうが良いと思いますし、さらに言えば、入国審査官も足りない、入国警備官も足りない、恐らくそういうところが大きな要因の一つになろうかと思えます。報告書の中に予算措置を伴うような背景が必要なのだということをごまかして一言書いておいていただきたいと思えます。政策実現のために費用というのは必ず要るので、そういう意味で必要な措置とともに費用もかかるのだということも是非どこかで入れていただくことが良いのかなと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。どうぞ、早川委員。

○早川委員 技能実習制度の見直しについて一言だけ申し上げたいと思います。

吉川委員がおっしゃったとおり、この見直しに伴って本来のやり方にするということになりますと、現在これを使って、しかし、実質的にはそうではない人たちが使われているという実態がクローズアップされることは間違いないと思ひまして、その意味では吉川委員のおっしゃったように、これは将来の問題ではなくて、今ここにある問題であるというのをおっしゃるとおりだと思います。

そして、吉川委員がもっと踏み込んでおっしゃったのは、どちらの方向あるいはどういうふうな踏み込むべきだとおっしゃったのか、そこについてはまだ内容をおっしゃっていないかと思うのですけれども、その点につきましては、新谷委員の御指摘は非常に大事な点をお突きになっていると思ひまして、これはやはり非常に大きな政策問題ですから、踏み込み方が大変難しい問題だと思うのです。

ね。ここですぐにどう決まるということはないと思いますが、少なくともこれが非常に重要な問題になり得るあるいは今ここにある問題であるということが分かるような指摘で、今後の検討が急がれるのだということを書いておく必要があるのではないかという気がいたしました。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

○多賀谷座長代理 人口減少の話は確におっしゃるとおりで、外国人だけで人口問題が済むわけではありません。ただ、多分都市部と地方では大分違うことと思います。それから、新谷委員は有配偶者率を上げれば良いとおっしゃいましたが、有配偶者率を上げて、その子どもたちが就労人員になるには20年かかるわけですね。多分その間に減んでしまう地方がたくさん出てくるだろうと。そこにやっぱり一定程度外国人の方にもサポートしていただく必要もあるのだろうと、そういうことを申し上げたわけで、外国人だけで日本が救われるというわけではありません。

○木村座長 どうぞ、青山委員。

○青山委員 ありがとうございます。この報告書の持つ位置付けと、あと現在、それから近い将来に対する方向性と考え方をやっぱり出していくものだなと私は思っております。以前のものとどこが違うかということは、多賀谷座長代理初め各委員の皆さんが御指摘された実は人口減少社会にもう向かって、その中でいろんな問題が日本の国内で起きていると。ただ、この外国人労働者問題で実は人口減少社会が解決できるということではありません。これはもうはっきりしていると思います。

ただ、この少子化社会をどのように是正していくのかというのは、恐らくなかなかこの報告書で全てを網羅して書き切るといえるのはできないと思います。ですから、現実問題として日本がそういう社会にあるのだと、これからますます人口減少が激化していくのだということを事実として捉えたのが5月に出された創成会議の増田先生のお話だと思うのです。ですから、そういうことをもっと初めのほうに、冒頭にやっぱり現実問題としてあるのだということをはっきり明確に出したらいかかかと思えます。政府が少子化対策はありとあらゆる手だてを尽くして取り組んでいくべきなのだとということが大前提であって、これだけで、入管政策だけでできるわけではないというようなことを明確に出されたらどうかなということがまず第1点であります。

それから、2つ目ですが、実はこの増田先生のレポートでは、確かに50年後には消滅可能性都市が出てくると。何もしなければ500以上の都市が消滅していくと、これは一応推計でございますけれども、そういう事実も出ているわけですから、そういうことも踏まえて記述されれば、日本が直面している現実問題というのは何なのかということがよく分かるのではないかと思います。

その上で、一方で日本はよりグローバル化していかざるを得ない、生きていくために日本が何をすべきかというのは、方向性は恐らく出ていると思うのですが、これ一言で言えば、やっぱり日本というのは行きたくなる国であって、住みたくなる国であるというような大きな国家目標が必要になってくるのではないかと思います。ですから、世界のどこかでそういう位置付けの国にしていくのだということを実現するというので、入管政策はこういう方向を出していくのではないかというような書き方が御理解は得やすいのではないかと思います。ですから、はじめに、それから、最初の方の経済社会の活性化のための外国人の受入れというようなところでは、そういうようなトーンをもっと強める記述が必要なのではないかと思います。

一方で、やっぱり現実問題もやっぱりファクトとしてしっかり押さえておかなければいけない。要は、1つは労働者が不足している、不足してくる、間違いなく不足になるというようなことが言われ

ておりまして、特に地方では、特に農業、それから水産業等々についてはそういうことが現実問題に起きているということは事実でございますので、そういうこともより明確に記述されれば、それで外国人との関係をどのように考えていくかということを書いていくというようなやり方のほうが良いのではないかと思います。外国人がこれで絶対必要なのだということではなく、こういうような考え方があるのではないかというような、やっぱり懇談会報告というのは各論の具体策まで踏み込もうとするのはなかなか難しいと思いますので、考え方の方向性をやっぱり出していくべきだと思います。

その中で、やはり現在の技能実習制度も実はある程度意義がまだあるのだろうと。また、先ほど吉川委員がおっしゃられたように、本来制度の枠外にあるような外国人が受け入れられているという現実も確かにあると思います。そういうことについては、分科会報告の最後の方に多賀谷座長代理がお書きになったそういう方向性をよりもっと強く出されるような書き方、それからあと、合同会議で今議論されている内容を盛り込んでいくということが必要ではないかと思えます。

それからもう一つ、実は留学生というのは、特に地方から見ますと、活性化の一つの大きな策であると言われていています。皆さん御承知のように、大分県の別府に立命館のAPU大学というのがございますけれども、生徒数が4,000人ちょっといて、実は半分強が外国人だというようなことで、先ほど来お話にあった留学生は、やはり日本がアジア各国、外国と交流する大きな手段となっているということはやっぱり現実として起きていると思います。そういう意味で、留学生の位置付けというのは先ほど勝野委員もおっしゃられたように、そういう位置付けにまずしていく必要があるのではないかなど。それからもう一つ、地方自治体から見ますと、来ていただくのはありがたいのだけれども、いろんな問題が起きると。例えば生活習慣が違う、考え方が違うというようなことで、国の政策とやっぱり受け入れる自治体との円滑な政策の推進と言ったら良いと思うのですが、これからどしどしそういうようなことをやろうとすると、自治体の方もそういう受け皿、体制を作っていく必要があると思います。例えば教育問題、それから、医療問題、そういうことが必要不可欠に出てくる話ですから、そういう体制もやっぱり作っていく必要があるのだということをより強調していく必要があると思います。今は結果として後追いでやっているような感じですけども、来ていただく、住みたくなくなるような国を目指すにはそういう体制も必要なのだということを強く打ち出したらいかがかと思えます。

私からは以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。どうぞ。

○新谷委員 多賀谷座長代理と青山委員から少子化の問題を指摘されましたが、両委員の指摘は、人口減少社会という点についてもう少し記述せよという御意見であったと思います。この点について、私としては、少子化の問題を書けば書くほど、その問題がクローズアップされてしまわないかという懸念があるわけです。

先ほど申し上げたように、日本は就業者の9割以上が雇用労働者という社会で、その中でも非正規労働の問題が非常に大きな問題としてあります。今、青山委員は使用者という労働者を雇う立場にありますが、これだけ日本の雇用が傷んでしまって、結婚もできない、子どもも産めない、共働きでないと家計を維持できない状況があるわけです。現に雇用労働者のうち3人に1人が非正規雇用労働者になってしまっているのです。そこにこそ手当てをすべきです。また、M字カーブというように妊娠すれば6割が職を辞めていくという現実がある中、その改善は急務の課題です。さらには、高齢者の活用や、若者の失業率も高いという中で、もっと打つべき手はあるはずですが、それにもかかわらず、

その手を打たずに、外国人労働者に解を求めるとするのは、国の形を変えてさえしまう論議です。報告書に少子化に関する記述を書けば書くほど、簡単に外国人労働者に人手不足の解を求めているとミスリードしてしまいかねないと思います。そういった意味で、この記述で十分であると考えます。そもそもこの懇談会は少子化対策を論じる懇談会ではありませんので、この程度の記述で十分であると思います。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。他にございますか。

はい、どうぞ。

○吉川委員 これは質問でございます。今日のテーマからちょっと外れるのかもしれませんが、第9の難民の問題なのですが、23ページの最後から2つ目の段落です。「これらの課題への具体的かつ効果的な対応策については、昨年11月に当懇談会の下に設けた「難民認定制度に関する専門部会」からの提言の中で示された趣旨を十分に踏まえながら、我が国の難民認定業務に関する制度及び運用の見直しのための所要の措置を講じるべきである」とありまして、いわばこれは専門部会の意見をそのまま使えというような書き方で、技能実習制度についての14ページは、これは有識者懇談会の意見を踏まえて、何かこれからこの報告書の中で書くというのと非常に対照的になっているような気がするのですが、難民に関しては、当親懇談会としては内容的なことはもう書かないで、専門部会にいわばお任せして、そのとおりにやるべきだと、そういう趣旨でございましょうか。そのところをちょっと質問したいのですけれども。

○木村座長 その辺、現在の部会の進捗状況も含めてよろしくお願いします。

○根岸企画室長 ここはこの記載ぶり、いずれにしても次回の会合に向けての時にどちらも入れ込んでくる形になりますけれども、それにもかかわらず記載ぶりが違う理由なのですけれども、難民の専門部会の方は、まだこの素案を作る段階でまとまっておきませんので、まとまった結果をそのまま入れるという形にはできていませんけれども、もう相当な議論がなされてきていて、その過程のものを少しは踏まえたものは書いておかないと、単に後で入れますではちょっと意味が分からないかなということで、一応書ける範囲で書いたというものです。

一方で、技能実習の合同懇談会の方はまだ立ち上がったばかりで、この素案を作った段階では、これから立ち上がるという段階でしたので、いわば分科会の報告書を踏まえたところまでしかない状況でしたので、合同懇談会を踏まえて記載した上で御議論いただきますということだけを書いてあるような状態になっていて、ちょっと記載ぶりが違っているということでございます。

ただ、いずれにしても、御懸念の難民については、ただ丸投げなのかということではなくて、専門部会は専門部会としての結論はまとめていただきますけれども、一応その概要をまだ完全にまとまる前ではありますけれども、次回のこの会合に向けては、今までの専門部会の議論を踏まえたものとして、この中に入れ込んでみて、その上でこの会議でも御議論をいただくということにしたいと考えております。

○吉川委員 そうすると、この先ほど私が読んだ23ページの記載というのは変わってくるわけですね。

○根岸企画室長 ここは大きく全体として書き換えることにはなると思います。

○吉川委員 分かりました。

○木村座長 他に。どうぞ。

○中山委員 留学生のところについて先ほどから話が出ておりますように、この書き方、留学生の受入

れの意義としてグローバル化が進む、かつ高度人材の受入れとか、そういったところにもつながっていくようなものということになると思うのですけれども、やはりこの書きぶりの順番がちょっと違うという意味では、日本の学生や、それから地域社会に与えるプラスメッセージといえますか、より異文化を理解したり、そういったことがとても意義があると。それから、その人たちが日本を理解し、かつ国際化を進めていく人材となるのだというようなことをもっとしっかり強調していくことが重要だと思います。私ども地域で見ているもそういったことを感じており、この全体がどちらかというところ、「経済活動の担い手として」というところにシフトしているというか、違和感があります。

それから、先ほど青山委員からお話にありましたように、国がある程度いわゆる現実を捉えて、グローバル化もある中で来たくなる国、住みたくなる国というような、そういった方向性というのは大きな方向としてあるわけですけれども、おっしゃられましたように、今自治体は外国人が入ってくると一定の定住化が進む、そうした中での現実対応として多文化共生社会作りをしているというようなところがあるわけです、先ほど青山委員からお話にありましたように、もう少し国として、受け入れていく人たちへの、社会保険でありますとか、それから子どもの教育の問題やそういった自治体の体制整備のことについての記述がないというか、少な過ぎる。いわゆる住基台帳の整備等によって行政サービスのできる体制ができたと書かれているわけですけれども、それはそこで終わるのではなくて、そういった生活者としての外国人への支援の問題についてももう少し国として自治体への支援とかやるべきことを書いていただくことが必要かと思います。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんか。

○中山委員 今の点でちょっといいですか。

○木村座長 どうぞ。

○中山委員 例えば先ほども技能実習制度等のところで、別に将来、この制度を見直していくと、制度外になる人たちがいるというようなお話が各委員から出ていましたけれども、それは現実のニーズがあるから制度を違う形で活用したということでもあるわけですので、制度を正しく運用しようとする、今までニーズのあった人たちが制度から外れて、よりアンダーグラウンドになっていくことの問題の方が現場の生活を支える側の自治体のレベルで非常に大きな課題なのですね。

また、意思を持って来日した外国人への対応とともに、連れて来られた子どもやそこで産まれた子どもは、しっかり教育やその他一定のことに手をかけていかないと社会としての健全度にも関わるとともに、その人たちの人権や、それから、いわゆる生活者としての問題に大きな課題が出てくると思いますので、適正に運用すれば良いということではなくて、今までそうっていなかったのは、そういったニーズがあったからということへの言及をもっとちゃんとしてほしいと思います。

○木村座長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

まだ時間大分ありますが、このままいくと、1時間ちょっとで会議が終わってしまうと。もう随分御意見を出していただいたので、よろしいかとも思うのですけれども、留学生の問題についてはなかなか難しく、私も文部科学省の留学生特別部会の座長をやって、一番直近のレポートをまとめたのですけれども、留学生の意義については、もうはっきりといろいろ御意見もあったのですけれども、ナショナルセキュリティのために必要なのだということを第1条に書いてあります。ですから、その辺を少し入れれば、皆様方の御懸念も少しは解けるのかなと。やっぱりお互いに知ることが非常に大事なので、それができる大変有力な手段と言ってしまうのはなんですけれども、手段ではないかと思いますので、その辺ちょっと書き込みたいと思います。よろしゅうございますか。

寂として声なしだと座長としては困るのですけれども、もう十分御意見が出て、論点も出て、これはえらい宿題をもらったなと思っております。あと2回予定されておりますけれども、まとめられるかどうか分かりません。難民の問題、吉川委員から御指摘ございました。今、難民の部会の方でどうやら結論が出そうな、報告書がまとまりそうなので、それを一遍ここへ持ち込んで、皆様の御意見を伺った上で、もちろん案として出しますけれども、それでたたいていただければと思っております。よろしゅうございますか。

3 今後の予定等について

○木村座長 それでは、御意見が出たようでございますので、120分の会議が70分で終わりそうですが。

○多賀谷座長代理 実質的な議論はできたから良いのではないですか。

○木村座長 実質的な議論ができました。初めて私も非常に緊張しまして、どうまとめようかと思っておりますけれども、では根岸室長、今後の予定についてよろしくお願ひします。

○根岸企画室長 では、事務局から今後の予定ですけれども、次回第16回会合ですが、引き続き報告書案の御議論をいただきます。先ほど議論の過程で申し上げたとおり、次回については技能実習部分と難民部分については、可能な限り書き込んだ形のものをお示しした上で、そのあたりを御議論いただきたいと思っております。

次回の日程ですけれども、11月28日10時30分からでございます。場所は法曹会館高砂の間を予定しております。10時30分とちょっとまたいつもと違う時間で分かりにくくて恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

その後ですけれども、第17回会合は12月12日を予定しております。今日いろいろ御議論いただきましたので、それをうまくバランスをとって、我々がうまく反映できるかというところにかかっているのかもしれませんが、うまくまとめれば12月12日におまとめいただければありがたいと思っておりますけれども、予備日としてその翌週、12月19日も用意をしております。

○多賀谷座長代理 19日も10時半ですか。

○根岸企画室長 10時半でございます。

事務局からは以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

4 閉会

○木村座長 今日は今までの中で一番はっきりと対立構造が出てきたと思っております。その双方の御意見を入れて、今、根岸室長はバランスをとって書きたいと言ってくれましたけれども、バランスをとって書くつもりであります。それでも恐らく御不満が相当、どちらのサイドも御不満が残ると思いますので、最後は両論併記かなと。その両論併記もいかにうまく書くかということにかかっておりますので、是非御協力のほど、途中で御相談いたしますので、くれぐれも御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうも本日はありがとうございました。